

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで保存)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第6号
平成23年4月1日
警察庁次長

警察庁物品管理取扱細則第5条ただし書の規定に基づく指定等について(依命通達)
警察庁物品管理取扱細則(昭和40年警察庁訓令第13号。以下「細則」という。)第5条
ただし書、第7条第2項、第10条、第13条ただし書及び第40条第4項の規定に基づく警察
庁長官の指定等については、これまで「警察庁物品管理取扱細則第5条ただし書の規定に
基づく指定等について」(昭和40年11月24日付け警察庁乙官発第29号。以下「旧通達」と
いう。)に基づき実施してきたところ、この度、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)
の一部改正等を踏まえ、物品管理計画の対象とする物品の範囲を見直し、平成23年4月1
日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。
なお、旧通達は廃止する。
命により通達する。

記

- 1 細則第5条ただし書に規定する別に指定する分類換は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 同一の分類内における細分類間の分類換
 - (2) 庁用品である備品のうち、取得価格が50万円以下のものの分類換
 - (3) 庁用品である消耗品のうち、当該年度を通じ、前年度末における現在高の範囲内で
する分類換
 - (4) 図書その他の資料の分類換
 - (5) 合同庁舎の維持管理に必要な物品の分類換
 - (6) 各省各庁から返還の条件を付されて管理換を受けた物品の分類換
- 2 部局長は、細則第7条第2項の申請をしようとするときは、物品管理官等設置申請書
(様式第1)によるものとする。
- 3 物品管理官は、細則第10条の計画を定めようとするときは、次の各号に掲げるところ
によるものとする。
 - (1) 物品管理計画は、次に掲げる物品で、新たに取得し、又は処分しようとするもの
について、毎四半期開始後速やかに定めること。
 - ア 取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格)
が50万円以上の車両、機械及び器具
 - イ 取得価格(当該取得価格と時価額とに著しい差がある場合、取得価格がない場合
又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格)が300万円以上の美術品(皇室

固有の伝来品、皇室用品として管理している美術品、王室等からの寄贈品、評価することが寄贈者の意向に反することが明らかな寄贈品、図書館資料並びに国会議員の肖像画及び胸像を除く。）

ウ 部局長が指定する物品

- (2) 前号の計画は、物品管理計画表（様式第2）によること。
 - (3) 調達計画、事業計画、製造計画等で、物品の管理に関する計画を内容に含むものがある場合には、これらの計画に係る計画書を前号に規定する物品管理計画表とみなすことができる。
- 4 細則第13条ただし書に規定する別に指定する管理換は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 部局の内部及び部局の間における管理換
 - (2) 合同庁舎の維持管理に必要な物品の管理換
 - (3) 各省各庁との間における管理換で返還の条件を付されたもの
- 5 物品管理官は、細則第40条第4項の報告をしようとするときは、物品亡失（損傷）報告書（様式第3）によるものとする。

物品管理官等設置申請書

<p>官 署 名</p>	
<p>委任、代理又は 分掌させる職員 の官職及び氏名</p>	
<p>委任、代理又は 分掌を必要 とする理由</p>	
<p>委任、代理又は 分掌を必要とする 事務の範囲</p>	
<p>期 間</p>	
<p>その他参考事項</p>	

備考 この用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。

物品亡失（損傷）報告書

1	部 局 等 名					
2	物品管理官の官職氏名					
	及び任命年月日		任命	年	月	日
3	物品供用官又は監督責任者の官職氏名					
4	使用職員の所属及び官職氏名					
5	不正行為者の氏名					
6	亡失（損傷）の日時		年	月	日	時
7	亡失（損傷）の場所					
8	分類Ⅱ	品目	数量	帳簿価格	損害額	
	細分類	規格				
9	亡失（損傷）の原因となった事実の詳細					
10	平素における管理の状況					
11	物品管理職員又は使用職員に対する弁償命令の有無及びその理由					
12	国に対する損害補てんの状況					
13	物品管理職員又は使用職員等に対する懲戒処分等の状況					
14	物品の損傷及び人身傷害の状況					
15	その他参考事項					

- 備考 1 8項の「帳簿価格」欄は、亡失（損傷）物品が帳簿価格50万円以上の車両、機械若しくは器具又は300万円以上の美術品である場合に限り記載すること。
- 2 9項以下について、本欄により難しいときは、別紙としてもよい。
- 3 この用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令

発令 : 昭和39年3月31日号外総理府令第14号

最終改正 : 発令なし

改正内容 : 平成12年8月14日総理府令第89号 [平成13年1月6日]

○都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令
〔昭和三十九年三月三十一日号外総理府令第十四号〕

〔沿革〕

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令を次のように定める。

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令
(用語の意義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 財産 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第七十八条第一項の規定により都道府県警察に無償使用させる国有財産をいう。

二 物品 警察法第七十八条第一項の規定により都道府県警察に無償使用させる国有の物品をいう。

三 部局長 都道府県警察に対し、財産を無償使用させる部局長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九条第一項に規定する部局長等の長をいう。)をいう。

四 物品管理官 都道府県警察に対し、物品を無償使用させる物品管理官、分任物品管理官、物品管理官代理及び分任物品管理官代理をいう。

(無償使用の申請)

第二条 警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長(以下「警察本部長」という。)は、財産又は物品(以下「財産等」という。)を無償使用しようとするときは、種類、数量等を明らかにし、部局長又は物品管理官(以下「部局長等」という。)に無償使用の申請をしなければならない。

(無償使用の許可)

第三条 部局長等は、前条の規定による申請を受けた場合において許可するときは、種類、数量、使用条件等を明らかにして、するものとする。

(無償使用の条件)

第四条 警察本部長は、無償使用する財産等について、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な使用に努めること。

二 修繕、改造等により現状を変更しようとするときは、あらかじめ部局長等の承認を受けること。

三 改良費等の有益費を請求しないこと。

四 転貸し、又は担保に供さないこと。

五 使用条件に違反したときは、部局長等の指示に従って返還すること。

六 部局長等が特に必要があると認めたときは、その指示に従って返還すること。

七 その他部局長等が必要があると認めて付した条件

(財産等の管理)

第五条 警察本部長は、無償使用する財産等を管理するものとする。

(現状変更等)

第六条 警察本部長は、無償使用する財産について都道府県が支弁する経費をもって現状変更等を行うときは、次に掲げる事項を記載した申請書を部局長に提出しなければならない。

一 当該財産の所在地名及び地番

二 新增築その他現状を変更しようとする理由

三 用途及び利用計画

四 新增築その他現状を変更しようとする財産の明細(構造、種目及び数量を記載すること。)

五 予定価格

六 予算額及び経費の支出科目

七 案内図、配置図及び建物図

八 その他参考となるべき事項

2 部局長は、前項の申請書を受理したときは、使用目的に反しない限り、許可することができる。この場合においては、あらかじめ警察庁長官の承認を得なければならない。

(建物の区分所有)

第七条 警察本部長は、前条の規定により無償使用する建物に増築する場合には、既設建物との間に明確に区分所有ができるような処置を講じなければならない。

(保管の原則)

第八条 物品は、公用の施設において、良好な状態で常に供用（物品をその用途に応じて都道府県警察において使用させることをいう。以下同じ。）又は返還をすることができるように保管しなければならない。ただし、警察本部長が公用の施設において保管することが管理上不相当であると認めるときは、他の施設に保管することができる。

(出納命令)

第九条 警察本部長は、物品を出納させようとするときは、出納すべき物品の分類を明らかにして、その出納を命じなければならない。

(供用不適品の処理)

第十条 警察本部長は、その保管中の物品のうち供用できないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、当該経費の負担区分に従い物品管理官又は都道府県において支出負担行為事務を行なう職員に対し、修繕又は改造の請求をしなければならない。

2 警察本部長は、供用できない物品があると認めるときは、すみやかに物品管理官に返還しなければならない。

(供用の原則)

第十一条 物品は、物品管理官が決定した分類の目的に従い、供用しなければならない。

(分類換え)

第十二条 警察本部長は、物品の効率的な供用のため必要があると認めるときは、物品管理官に分類換えの請求をすることができる。

(弁償)

第十三条 部局長等は、都道府県警察の責に帰すべき理由により財産等を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、都道府県警察に、その損害を弁償させなければならない。

(弁償額)

第十四条 前条の規定により弁償すべき国の損害の額は、財産等の亡失又は損傷の場合にあつては、亡失した財産等の価格又は損傷による財産等の減価額とし、その他の場合にあつては、当該財産等の管理行為に関し通常生ずべき損害の額とする。

(亡失又は損傷等の報告)

第十五条 警察本部長は、財産等を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたと認めるときは、直ちに部局長等に報告しなければならない。

(実地監査等)

第十六条 警察庁長官は、部局長等に対し、随時、所部の職員を派遣して無償使用させた財産等について実地監査を行ない、及び必要な指示をすることができる。

2 部局長等は、警察本部長に対し、無償使用させた財産等について毎年度一回検査を行なうものとし、その他必要と認めるときは、検査を行ない、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(けん銃の取扱い)

第十七条 けん銃の取扱いについては、この府令の定めによるもののほか、国家公安委員会規則で定めるところによる。

附 則

1 この府令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この府令施行の際、現に都道府県警察において無償使用している財産等は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

附 則〔昭和四六年一月二二日総理府令第五八号〕

この府令は、公布の日から施行し、改正後の都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び

国有物品の取扱いに関する総理府令の規定は、昭和四十六年十一月三十日から適用する。

附 則〔平成一二年八月一四日総理府令第八九号抄〕

(施行期日)

- 1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。